

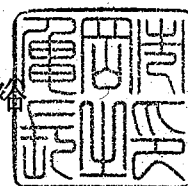
亀岡市公告第 86 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第 37 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該経営管理実施権配分計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 3 日

亀岡市長 桂川 孝 裕



1 経営管理実施権配分計画の対象森林

N0.	地区名	森林面積	経営管理実施権の存続期間
3	本梅町井手・東加舎地区	30.76ha	令和 16 年 12 月 5 日

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

住 所	亀岡市下矢田町医王谷 25 番地の 3
氏名又は名称	亀岡市森林組合 代表理事組合長 山脇 安三

3 縦 覧 場 所

(1) 亀岡市安町野々神 8 番地

亀岡市産業観光部農林振興課

(2) 亀岡市ホームページ

4 本公告により、森林所有者及び亀岡市に経営管理受益権が、2 の林業経営者に経営管理実施権が設定される。